不妊治療促進企業支援事業のご案内

仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりを推進する企業に支援金を交付します。

支援金の交付要件

健康づくりチャレンジ企業に登録されており、以下の①又は②のいずれかを満たした上、

改正された就業規則の周知等、不妊治療に関する社内への啓発を行った企業・団体

1. 就業規則等に不妊治療休暇制度、不妊治療のための勤務形態の選択制等を新たに明記すること（給与相当が補償される場合に限る）。
2. 既に①を導入している場合は、新たな取り組みを導入すること。

支援金の交付額　　　　一律10万円（１回限り）

支援金申請・交付の流れ

1. 事業計画の検討・作成
2. 支援金交付申請書類の提出
3. 審査・支援金交付決定
4. 支援金交付決定通知書の送付
5. 事業の実施（（4）の後に実施してください）
6. 事業実績報告・支援金請求書の提出
7. 完了確認・支援金の支払い

　申請方法

必要書類を兵庫県保健医療部健康増進課保健・栄養指導班あて送付してください。

様式は兵庫県ホームページ：[兵庫県／不妊治療促進企業支援事業 (hyogo.lg.jp)](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/shiennkinn.html)　からダウンロードできます。（兵庫県HPホーム > 健康・医療・福祉 > 健康 > 母子保健（妊娠・　　　　　出産・旧優生保護法・その他） > 不妊治療促進企業支援事業）

お問い合わせ先

兵庫県保健医療部　健康増進課　保健栄養指導班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通５-10-１

TEL：078-341-7711（内線3189）　FAX：078-362-3913

E-mail：kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp